

自然環境保全基礎調査に係る基本方針検討会
第2回自然環境保全基礎調査マスタープラン検討部会
議事概要

【開催日時】 令和4年8月22日（月）13：30～16：30

【開催場所】 自然環境研究センター第1・第2会議室（オンライン併用）

【出席者】（敬称略、五十音順）

委員：石井信夫、大澤剛士、鎌田磨人、久保田康裕、中静（浅野）透（座長）、中村太士、
西廣淳、橋本禅、星野義延、山野博哉

臨時委員：原慶太郎

事務局：環境省生物多様性センター、（一財）自然環境研究センター

議題1 計画部会の目的と今後のスケジュールについて

資料1に基づいて、本年度の基本方針検討会、解析方針部会、マスタープラン検討部会及びガイドライン作成に係る検討スケジュールを事務局より説明した。

議題2 次期基礎調査において実施する調査の考え方

資料2-1～2-4、参考資料4-1～4-3に基づいて、次期基礎調査において実施する調査の考え方を事務局より説明した。また、植生調査に関しては、植生図更新検討会にご参画の星野委員及び原臨時委員より、参考資料6に基づいて、次期植生図の整備について補足いただいた。事務局で整理した調査項目の優先度や横断的な実施の考え方、次年度以降で実施する調査の実設計への与件事項についてご意見をいただいた。各検討項目に対する主な意見は以下のとおり。

「1. 種の分布等の調査」について

- 陸生哺乳類（全種）調査を次々回以降の対象とすると、前回調査から間隔が空き過ぎる。
全種対象とすると情報の網羅性が低くなるため、NT（準絶滅危惧種）を含めたレッドリスト掲載種や、未掲載種のうち分布域が限定的で、少ない労力で成果が得られるものなど、対象種を絞って調査を行うと良い。
- 対象種の選定基準は、例えば、行政ニーズが高いレッドリスト掲載種や外来生物法の緊急対策外来種、種の保存法の緊急指定種など他の法令や枠組みを考慮することで、選定に掛かる時間を削減でき、成果の活用が促進されるだろう。
- 対象種の選定に当たっては、注目度だけを考慮するのではなく、ハビタット、生態的機能、分類群の偏りをなるべく小さくする観点が必要。
- 環境研究総合推進費プロジェクトのデータなどが基礎調査に活用出来るだろうが、公開ポリシーなどの問題で非公開のものをどのように組み込むかが課題。
- 植物の分布調査は植生調査とは別だとして、レッドリストの見直し調査を補えるよう検

討して欲しい。

○環境 DNA や AI 等の新技術の技術検討に労力が掛かりすぎないように、学会で標準化された手法を使う等の工夫が必要。

「2. 生態系調査」について

- 衛星植生現況図を作成するのであれば、現在の植生図の利用実態と衛星植生現況図の実用上の観点を踏まえ、限られたリソースの中で、植生図を更新していく必要性や適切な方法について目的に照らして整理と再検討が必要。植生図はとりまとめる過程で個別の解釈が入る。衛星画像から作成する衛星植生現況図と優占種調査及びフロラ調査等の定量性のある成果物でよいのではないか。
- 植生図は必要と考える一方、植物社会学的な凡例のわかりにくさが色々な齟齬を生み出し、その調整に時間や労力が掛かるため、成果物としては衛星植生現況図でも良いと思う。また、別途、衛星画像から見えない植生の変化を組成調査によって把握することで、国土モニタリングに生かすことが出来る。技術的な検討を踏まえながら、植生図のあり方とグランドトゥールースで得られる情報をどう組み合わせ提供していくか検討いただきたい。
- OECM 認定等の施策要求に応えるのであれば、植生図更新に 10 年をかける余裕は無いのではないか。短時間で必要なデータを作る体制構築や、比較的高頻度で更新しつつ、どこまで今の植生図を代替できるか、枠組みや手法を検討すべきだろう。
- 手法を一気に変えると過去との比較ができない面もあり、植生図の諸々の課題は別途対応を検討しているところである。また、現在作成している 2 万 5 千分の 1 の植生図は、作成当初の事情からデータの修正・調整が必要であり、的確な衛星植生現況図を作成するためにも、次のマスタープランを考える上でも、次の 10 年で植生図をきちんとした形で仕上げる必要がある。
- 植生図と衛星植生現況図の関係性については、従来の植生図作成に関わった方、新たな形を提案する方、環境省、それぞれの考え方が重要であり、集中的に議論して方向性を決めることが必要ではないか。実際にかかる時間や、各植生区分のデータの精密具合を踏まえて、現実的にならざるをえないところと、そうでないところがあると思われるので、今までの議論を活かして引き続き検討いただきたい。
- 都市の生物多様性調査について、都市公園を管理する国土交通省の都市局で調査が行われているか確認が必要。
- 湖沼調査について、湖沼水質保全措置法の指定湖沼やため池 100 選等、基礎調査の調査項目の一部が調査されている場所を調査場所として選定してはどうか。

「3. 生物多様性情報収集調査・その他調査」について

- インベントリ調査については、現在の提案内容は具体性に欠けるため、ある程度具体的な事業や研究等のデータ等について言及しておく方がよい。
- インベントリ調査で得られた情報を、種の分布調査や生態系調査に活用する流れや仕組

みを検討すると良い。

- インベントリ調査において、多様な主体で実施されている調査のデータを集約しデータベース化するために、ボトムアップの情報の流れをいかに構築するか検討が必要。
- 各機関に協力を仰ぎ、データのフォーマットを揃えれば、データ収集がしやすくなるだろう。
- 国としてDX（Digital Transformation）を推進しており、マスタープラン策定にあたっては、他機関のデータ活用や埋もれているデータの掘り起こし等、情報の整備を押し出した方向性を示してもよいのではないかと。

議題3 生物多様性情報の整備と発信のガイドラインについて

資料3に基づいて、「自然環境調査等に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン」の検討状況を事務局より説明した。また、同ガイドラインのワーキンググループに参画いただいている大澤委員より補足いただいた。ガイドラインの検討内容に対する主な意見は以下のとおり。

- オカレンスデータだけでなく、生態系調査（観測データ）に関する技術的ガイドラインも作成すれば、国の基盤情報としてさらに確たるものになるだろう。
- まず、理解しやすく実績のあるオカレンスデータのガイドラインから始めるのが良く、オープンデータ、ライセンス、標準フォーマットの使用が多くの方に受け入れられれば、観測データ等のガイドラインへのニーズも出てくるだろう。
- ガイドラインを公開するだけでなく、各機関と有機的に連携し、データを収集する仕組みを検討いただきたい。
- データ収集のために、データ提供に対するインセンティブを検討する必要がある。

議題4 その他

第3回解析方針検討部会及び第3回計画部会の予定について、事務局より報告を行った。

以上